

第13回蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会 議事概要

日 時	令和3年4月20日（火）14:00～16:20
場 所	仙台市役所表小路仮庁舎9階経済局第一会議室
出席者	選定委員：4名 事務局：経済局産業政策部企業立地課
内 容	1. 開会 2. 議事 (1) 審議事項 ①蒲生北部地区市有地利活用に係る事業者からの提案について 3. 事務連絡 4. 閉会

要旨

1. 委員会の開催について
委員7名中4名の出席により、委員会開催の定足数を満たすことを確認した。
2. 応募事業者との接触状況の確認について
事務局より、応募事業者と推定される事業者との事前の接触状況について確認を行い、全委員から接触していないとの回答を得た。
3. 委員会の公開・非公開等について
事務局より、第1回選定委員会にて決定した事項として、審議事項に関する情報が、仙台市情報公開条例第7条第3項のイの規定に該当すると判断されることから、本委員会を「非公開」とし、議事録は「議事概要」の形で委員名は記載せずに公表することを説明した。
4. 議事録署名委員の選任について
委員1名を議事録署名委員として選任した。
5. 守秘義務について
事務局より、選定委員会での審査内容等について、守秘義務が生じることを説明した。
6. 審査手順について
事務局より、事業提案の審査手順について説明した。
具体的には、各事業提案について、事務局が概要の説明を行い、出席委員が各自の知見に基づき意見交換を行った後に募集要項に定める評価基準に基づいて審査及び採点を行うことを説明した。
7. 事業提案に関する意見交換
審査手順に従って、S-15・S-23・S-30・S-33画地に応募のあった4件の事業提案について意見交換を行い、その概要は次のとおり。
 - (1) 受付番号3（S-15）
 - 事業内容及び資金調達方法について質問があり、事務局から回答を行った。
 - クラウドファンディングの状況や活用の理由について質問があり、事務局から回答を行った。
 - 次の意見があった。
 - ・資金調達が計画どおり進むのか、注視する必要がある。
 - (2) 受付番号1（S-23）
 - 保管物の管理や保管方法等について質問があり、事務局から回答を行った。
 - 次のコメントがあった。
 - ・コロナ禍においては、需要がある事業内容である。
 - (3) 受付番号4（S-30）
 - 事業内容及び早朝深夜の入出庫について質問があり、事務局より回答を行った。
 - 次のコメントがあった。

- ・借入金はなく、資金計画について評価する。

(4) 受付番号5 (S-33)

○仙台港の利用方法や他港の利用状況について質問があり、事務局より回答を行った。

○次のコメントがあった。

- ・地域経済に対するインパクトは大きいと予測される。
- ・埋蔵文化財について、可能な範囲で保全を検討していることや施設内に出土品の展示スペースを計画していることは評価する。
- ・財務状況もしっかりしており、自己資金により事業所を新設する計画であり、評価する。
- ・仙台港のコンテナ取扱量が増加する予定であり、仙台港の利用促進につながる取組みである。

8. 事業提案の評価について

各委員が事業提案について募集要項に定める評価基準に基づき審査及び採点を行った。

9. 評価の集計結果の確認及び事業候補者の選定等について

(1) 受付番号3、1、4、5

事務局より、各委員の事業提案評価点及び価格評価点を加えた総合評価点の集計結果を報告し、委員会として集計結果を再度確認した。

この結果、次のとおり事業候補者として選定とした。

受付番号3	事業候補者として選定
受付番号1	事業候補者として選定
受付番号4	事業候補者として選定
受付番号5	事業候補者として選定

また、これを審査結果として、総合評価点とともに、蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会設置要綱第7条の規定に基づき、委員長から仙台市長へ報告することを決定した。

10. 今後の事業者募集について

今後の事業者募集については、既に事業者募集を行ったが事業者が決定していない画地であることから、募集方法や周知方法、審査方法等を検討した上で、改めて各委員へ連絡することとした。

上記のとおり第13回蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会の議事に相違ないことを証するため、ここに議事録署名委員が署名する。